中能登町立小学校及び中学校施設の使用料の減免について

No.	中 記 型	減免率	具体的な団体等	備考
1	 学校及び学校が設置する附属機関	100分の100	中学校部活動、町立学校 P	
	等が使用する事業		TA・PTA連合会等	
2	町、教育委員会が主催する事業	100分の100		
3	町、教育委員会が後援する事業	100分の50		
4	町(各執行機関を含む。)が設置	100分の100	審議会、協議会、委員会、	
	する附属機関等が使用する事業		実行委員会	
5	国または県が主催する事業	100分の50		
6	国または県、他の地方自治体が町	100分の100		
	または教育委員会と共催で実施す			
	る事業			
7	町内保育園、小学校、中学校が教	100分の100		
	育目的のため使用する場合			
8	町内で活動する小学生、中学生が	100分の100	子ども会連絡協議会、ジュ	
	団体で使用する場合		ニアスポーツクラブ、スポ	
			ーツ少年団(定期的に活動	
			を行う団体)	
9	町、教育委員会が指定する公共的	100分の100	地区・町内会、自治公民	()内
	団体が団体本来の活動で使用する		館、町区長会、町社会福祉	は、主な団
	場合		協議会、老人クラブ連合	体等。
			会、鹿南福祉会、町福祉団	
			体(民生・児童委員協議	
			会、母子寡婦福祉会、身体	
			障害者福祉会、遺族会、子	
			育て支援団体、社会福祉協	
			議会ボランティア団体な	
			ど)町健康づくり推進団体	
			(食生活改善推進協議会な	
			ど)、介護予防団体(地域	
			つながりサロンなど)	

No.	区分	減免率	具体的な団体等	備考
10	教育委員会が認める社会教育団体	100分の80	青壮年協議会、実年会、	各協会等の加
	が使用する場合		女性協議会、文化協会、	盟団体及び単
			体育協会、国際交流の会	位団体を含
				む。
11	町が認める公共的団体が使用する	100分の80	町商工会、町観光協会、	各協会等の加
	場合		町シルバー人材センター	盟団体及び単
				位団体を含
				む。
12	町内の高等学校が教育目的のため	100分の100	県立鹿西高等学校	
	に使用する場合			
13	町内の高等学校の生徒が団体で使	100分の100	県立鹿西高等学校クラブ	
	用する場合		活動	
14	上記以外で、学術、文化、芸術、	100分の70	町、教育委員会がその団	
	技術及びスポーツの振興、福祉の		体活動が適当であると認	
	向上に寄与する町内の団体で、		める団体	
	町、教育委員会が特に認めるもの			

備考

- 1 主催する事業とは、主催するものが責任と主体性を持ち行う事業をいう。
- 2 共催する事業とは、2以上の団体機関等が共に責任と主体性を分担して行う事業をいう。
- 3 後援する事業とは、責任と主体性と責任を持ち行う事業に援助がある事業をいう。
- 4 上記以外の団体(町民のみ)については、100分の50の減免措置を適用する。
- 5 減免によって算出した額が10円未満の端数が生じたときは切り捨てた額とする。